独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十四号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第二項及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表備考第五号中「生計を維持する者」の下に「（以下「生計維持者」という。）」を加え、同条第二項中「生計を維持する者」を「生計維持者」に改める。

第八条の二第二項中「生計を維持する者」を「生計維持者」に改め、同条第四項中「生計を維持する者について」を「生計維持者についてそれぞれ」に、「生計を維持する者が地方税法」を「生計維持者が地方税法」に改め、同項ただし書中「生計を維持する者」を「生計維持者」に、「前年度。以下この項において同じ」を「前年度。以下この項において「学資支給金支給年度」という」に改め、同項第一号中「学資支給金が支給される月の属する年度分」を「学資支給金支給年度分」に改め、「合計額」の下に「（当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から十二万円を控除して得た金額）」を加え、同項第二号中「学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法」を「学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法」に、「当該年度分」を「当該学資支給金支給年度分」に改める。

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二条　大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「生計を維持する者について」を「生計を維持する者（以下この項において「生計維持者」という。）についてそれぞれ」に、「生計を維持する者が地方税法」を「生計維持者が地方税法」に改め、同項ただし書中「生計を維持する者」を「生計維持者」に、「前年度。以下この項において同じ」を「前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という」に改め、同項第一号中「授業料等減免が行われる月の属する年度分」を「授業料等減免実施年度分」に改め、「合計額」の下に「（当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から十二万円を控除して得た金額）」を加え、同項第二号中「授業料等減免が行われる月の属する年度分の地方税法」を「授業料等減免実施年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法」に、「当該年度分」を「当該授業料等減免実施年度分」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第八条の二第四項の規定は、令和四年十月以後の月分の学資支給金の支給について適用し、同年九月以前の月分の学資支給金の支給については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行令第二条第二項の規定は、令和四年十月以後の月分の授業料の減免及びこの政令の施行の日以後に確認大学等に入学する者の入学金の減免について適用し、同年九月以前の月分の授業料の減免及び同日前に確認大学等に入学した者の入学金の減免については、なお従前の例による。

文部科学大臣　永岡　桂子

内閣総理大臣　岸田　文雄

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十五号

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の六第四項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第十五号」を「第六条第十四号」に改める。

第六条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第十条第十一号中「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「（平成十九年法律第五十七号）」を加える。

第十六条第二号中「第三十四条第一項第二号」を「第三十五条第一項第二号」に改める。

第二十一条中「第二十九条」を「第三十条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第三十四条を第三十五条とし、第三十一条から第三十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十条第一項中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条第五項中「第三十二条及び第三十三条」を「第三十三条及び第三十四条」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条の前の見出しを削り、同条を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）」を付し、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項第三号中「第二十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（場所の定めのない株主総会等に係る会社法の適用）

第二十三条　法第六十六条第二項の規定により会社法の規定を読み替えて適用する場合における同法第三百二十五条の三第一項第一号、第三百二十五条の四第二項及び第三百二十五条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。